

お知らせ

障害者基礎調査の報告書ができました

障害のある方が住み慣れた地域で自立して暮らし続けることができる社会を目指し、令和3～8年度を計画期間とする次期練馬区障害者計画と、3～5年度を計画期間とする第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画の策定に取り組んでいます。今回、計画の基礎資料とするため、障害のある方などを対象に行った調査の報告書がまとまりました。報告書は、障害者施策推進課(区役所西庁舎1階)、区ホームページでご覧になれます。区民情報ひろば(同1

階)では、1冊500円で販売します。また、概要版を前記の場所のほか、保健相談所や総合福祉事務所で無料配布します。▶**問合せ**:障害者施策推進課事業計画担当係 ☎5984-4602 FAX 5984-1215

高齢者基礎調査などの報告書ができました

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会を目指し、令和3～5年度を計画期間とする高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に取り組んでいます。今回、計画の基礎資料とするため、高齢者などを対象に行った調査の報告書がまとまりました。報告書は、高齢社会対策課(区役所西庁舎3

階)、区ホームページでご覧になれます。区民情報ひろば(同1階)では、1冊800円で販売します。また、概要版を前記の場所ですべて無料配布します。▶**問合せ**:高齢社会対策課計画係 ☎5984-4584

6月7日～13日は危険物安全週間「危険物 しっかりまもろう 使い方」

普段、使用している日用品には危険物やLPガスを使用した製品がたくさんあります。特に、殺虫剤や制汗剤などのスプレー缶には、可燃性ガスが入っている場合があります。火の近くで使用すると火災になる恐れがあります。製品に記載された注意書きを読み、正しく取り扱しましょう。▶**問合せ**:防災調整係 ☎5984-1686、

各消防署【練馬 ☎3994-0119、光が丘 ☎5997-0119、石神井 ☎3995-0119】

住まい・まちづくり

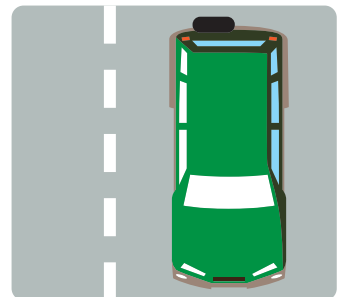
特定生産緑地の指定申請を受け付けています

平成4・5年に指定を受けた生産緑地の所有者の方に指定申請書などの書類を送付しています。指定を受けないと、農地の固定資産税が増額になるなど、税の取り扱いが変わります。詳しくは、お問い合わせください。▶**申込**:指定申請書に必要な書類を添えて、9月30日(必着)までに持参または郵送で土地利用計画担当係 ☎5984-1544

きょう 狭あい道路などを解消するための助成制度のご活用を

問合せ 狭あい道路拡幅係(区役所本庁舎15階) ☎5984-1985

狭あい道路を拡幅するための費用を助成しています。また、曲がり角を通りやすくするため、区にすみ切り用地を寄付していただく場合などの助成制度があります。詳しくは、お問い合わせいただくか、区ホームページをご覧ください。



狭あい道路の拡幅に伴う支障物の撤去などの費用の助成

助成対象 次のA/Bの両方に当てはまること ※宅地建物取引業者を除く。

A家の建て替えの際に道路を拡幅する必要がある右の①～③のいずれかに当てはまるものであること

- ①4mに満たない道路
- ②4m以上でも拡幅しなければならない道路
- ③家の建て替えを可能にしようとする道

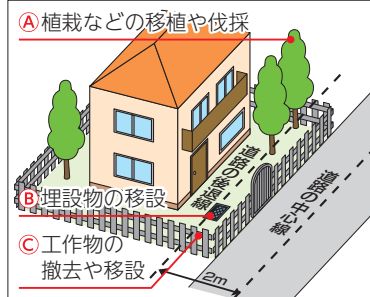
B区道の場合は拡幅する土地を区に寄付などをすること。私道の場合は土地所有者から拡幅することの同意が書面で得られていて、拡幅後の道路の管理をすること

助成額

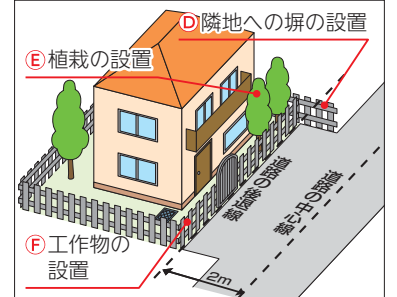
実際に支払った費用(上限150万円)

助成内容 下図のA～Fに係る費用

【支障物の撤去などの助成】



【工作物の設置などの助成】



家の建て替えが可能な道路にするための費用の助成

助成対象 ※宅地建物取引業者を除く。

- ①既に家が建ち並んでいる道を建築基準法の道路にするための申請をする方
- ②すみ切りとなる土地を所有する方

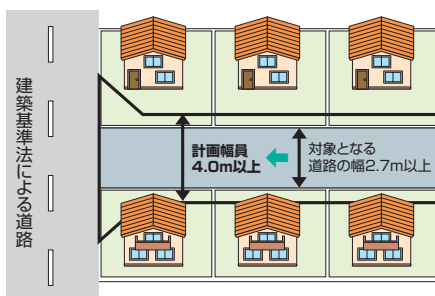
助成内容

- ①道路にするための調査、測量など申請に係る費用
- ②すみ切りに係る費用

助成額

実際に支払った費用(上限40万円)

助成後のイメージ



区にすみ切り用地を寄付していただく場合などの助成

助成対象

区道または区有通路のすみ切り用地となる土地を所有する方

助成内容

区分	助成金額	
	区に寄付する場合	区が地上権を設定する場合
家の建て替えの際に敷地の隅を道路状にしなければならない土地(※1)	面積×路線価の平均	面積×路線価の平均×1/3
その他のすみ切り用地となる土地(※2)	1カ所当たり10万円	1カ所当たり5万円

- ※1 東京都建築安全条例第2条第1項の規定により建築の制限を受ける土地。
- ※2 位置指定道路などですみ切りとしなければならない土地。

行き止まりの道に災害時の避難経路となる通路を設置する費用の助成

助成対象

幅員が4m以下の行き止まりの道路や道に接する土地を所有する方

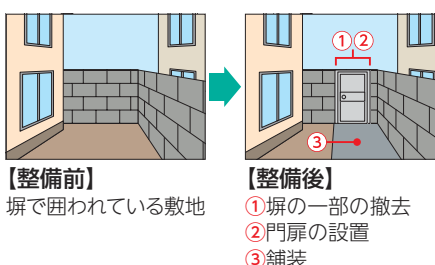
助成内容

避難ができる通路を整備するための工作物や樹木の撤去、門扉などの設置、舗装などに係る費用

助成額

実際に支払った費用(上限30万円)

整備のイメージ



道路整備のイメージ

